

## インフルエンザ罹患時の対応について

- 1 感染により学校を休む時は、他の理由で休む時と同様に学校まで連絡をお願いします。
- 2 出席停止届の様式は、本校ホームページの各種様式から「忌引・出席停止届」をダウンロードすることができます。
- 3 出席停止期間について

### 【インフルエンザ 出席停止の期間の基準】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

①

②

- ・①と②の両方の条件を満たす必要があります。
- ・発症した日や解熱した日の翌日を1日目とします。
- ・発症日については、医師の指示に従ってください。

※ 症状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校可能です。

### 【参考】

| 発症日 | 1日目 | 2日目  | 3日目  | 4日目  | 5日目  | 6日目  | 7日目 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 発熱  | 解熱  | 1日経過 | 2日経過 | 自宅療養 | 自宅療養 | 登校可  |     |
| 発熱  | 発熱  | 解熱   | 1日経過 | 2日経過 | 自宅療養 | 登校可  |     |
| 発熱  | 発熱  | 発熱   | 解熱   | 1日経過 | 2日経過 | 登校可  |     |
| 発熱  | 発熱  | 発熱   | 発熱   | 解熱   | 1日経過 | 2日経過 | 登校可 |

抗インフルエンザ薬の効果で解熱しても、その後2日間は体内にウイルスが残り感染力が続く場合があることから、このように定められています。

